

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業の業務課題を「脳の記憶補助装置」で解決する」という企業ビジョンのもと、創業時よりお客様の課題解決に取り組んでまいりましたが、企業規模の拡大に伴い、お客様のみならず、株主、取引先、従業員等の当社とかわるあらゆるステークホルダーに対して経営の適切性及び健全性を最大限に発揮することが、ステークホルダーから信頼され、当社の長期的な発展のためには不可欠であると考えております。この考え方のもと、当社は、コーポレート・ガバナンスの機能を強化し、充実させていくことが経営の重要課題であると認識し整備を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
稲葉 雄一	690,000	29.02
KDDI株式会社	350,000	14.72
スターティア株式会社	206,000	8.66
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合	166,000	6.98
ジェイズ・コミュニケーション株式会社	151,000	6.35
岡原 達也	100,000	4.21
柳沢 貴志	100,000	4.21
稲葉 貴美子	100,000	4.21
飯岡 晃樹	90,000	3.79
株式会社エイジア	50,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

当社株式の東京証券取引所マザーズへの新規上場に伴う公募による募集株式の発行及び株主の株式売出しにより、当該株主の総株主の所有株式数及び議決権の数に対する割合が変更されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	9月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
古川 征且	他の会社の出身者													
和田 信雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古川 征且		同氏は、スターティアレイズ株式会社の代表取締役社長であります。当社は、スターティアレイズ株式会社の親会社であるスターティア株式会社より、当社サービス販売による売上、及び同社から業務委託の支払い等がありますが、取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な関係はありません。 また、スターティア株式会社は当社の株式を206,000株所有しており、当社の株主であります。	古川征且氏は、IT業界における経営者として同業界における豊富な知識と経験を有する人材であるため、当社の企業統治に貢献されるものと期待し、選任しております。 なお、当社と同氏との間に利害関係はございません。

和田 信雄		和田信雄氏は、IT 業界における数々の事業部門責任者および経営者としての経歴を持つことから、企業経営に関する豊富な知識を有する人材であるため、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待したため、選任しております。また、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に選任しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社における監査体制は、それぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしております。またそれぞれの監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行っております。特に、内部監査担当と監査役は日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅見 靖則	他の会社の出身者													
太田 諭哉	公認会計士													
三浦 謙吾	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

浅見 靖則		事業会社における幅広い見識と豊富な経験、監査役としての経験に基づき、広範囲かつ高度な視野で監査をしていただくため、当社より監査役の就任を要請したものであります。なお、当社と同氏との間に利害関係はございません。
太田 諭哉		公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計、及び企業経営に関する相当程度の知見と経験による助言をいただくため、当社より監査役の就任を要請したものであります。なお、当社と同氏との間に利害関係はございません。
三浦 謙吾		弁護士として法律に関する高度な専門知識による助言をいただくため、当社より監査役の就任を要請したものであります。なお、当社と同氏との間に利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、1名を独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上に対する意識を一層高めるとともに株主価値を意識した経営を推進することを目的として、取締役に対してストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別表示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決定された限度額の範囲内で、取締役の報酬は、職務・貢献度・業績を助案し、代表取締役が決定し、監査役の報酬は監査役会の協議で決定しております。なお、平成29年12月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬額は年額100百万円以内、平成20年5月26日開催の臨時株主総会決議により、監査役の報酬額は年額10百万円以内となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、コーポレートビジネスユニットで行っております。また、取締役会資料についても、取締役会事務局であるコーポレートビジネスユニットより事前配布しており、社外取締役及び社外監査役が議案を検討する時間を十分に確保するとともに事前の問い合わせにも対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営上の意思決定、業務執行及び監督にかかる機能は以下のとおりです。

a 取締役会

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

b 監査役会

監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、毎月1回の定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の報告、監査結果の検討など、監査役相互の情報共有を図っております。なお、内部監査担当及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、必要に応じて三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c 内部監査及び監査役監査

内部監査につきましては、代表取締役社長の指示により内部監査担当1名が、「内部監査規程」に基づき、取締役及び従業員の業務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合し、効率的に行われていることの監査を実施しております。また、監査結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善事項があれば代表取締役の改善指示が適切に遂行されているかを調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会を経営の意思決定と業務執行を推進する重要な機関と位置付け、その健全な運営にあたっては外部からの客観的かつ中立的な管理監督が不可欠であると考えております。このような考えのもと、取締役会には社外取締役2名、社外監査役3名が出席し経営の監視機能を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における株主の議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を計画しております。また、招集通知の発送とあわせて、当社ホームページに招集する通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう開催日は他社の集中日を避けるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を考慮し、パソコンまたはスマートフォン等から、インターネットによる議決権行使の実施を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、投資家に向けたディスクロージャーポリシーを策定しており、当社IR サイトにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び年度決算終了後の決算説明会を定期的を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題として認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社 IR サイトにおいて、決算情報、適時開示情報等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートビジネスユニットが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ディスクロージャーポリシーにおいて、株主や投資家の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な情報開示に努めることを明記しております。現在のところ規程等で具体的に明記はしていませんが、上記ディスクロージャーポリシーに合わせ、ステークホルダーの立場の尊重についても規定する方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ウェブサイト及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行に関する法令等の適合性について、内部監査、監査役監査等の実施による確認、報告、是正措置を実施する。
- (2) 企業倫理、法令遵守の推進及び徹底のため、役職員が遵守すべき行動規範として「コンプライアンス規程」を制定する。
- (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制については、社内規程に従い、その運用を行う。
- (4) 役職員に内部通報制度を周知させるとともに通報者の匿名性を最大限確保し、内部通報制度の実効性を高める。

2. 取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、サービスの品質と安全性の確保を最優先に、お客様、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー及び役職員の利益阻害要因の除去・軽減を誠実に努め、事業の継続・安定的発展を確保していくことをリスクマネジメントの基本方針とする。
- (2) 内部監査担当は、個別のリスクマネジメント上の課題への対策についてその実施状況及び実効性等を監査し、代表取締役社長へ報告する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の重要事項を決議するとともに、各取締役が報告する業務執行の状況を監督する。
- (2) 取締役会における意思決定を迅速におこない、また業務執行を適時的確におこなうために、必要に応じて常勤取締役によるミーティングを開催し、経営方針や経営戦略等に関する協議及び意思決定に必要な情報共有を積極的におこなう。
- (3) 取締役を含む業務執行全般の効率的な運営を図るべく、組織規程において業務分掌及び職務権限を定め、各職位の責任・権限を明確にし、これを適宜見直す。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社の事業計画を決議し、コーポレートビジネスユニットは毎月取締役会にその進捗状況を報告する。
- (2) 内部監査担当は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

6. 監査役を補助する使用人とその独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「監査役補助者」という。)を置くことを求めた場合には、監査役補助者の配置を取締役に要請することができる。
- (2) 監査役より監査役を補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役がその職務を遂行するために必要と判断するときにはいつでも取締役及び使用人に報告を要請することができる。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査役に報告する。
- (3) 内部監査担当は、内部監査の計画及び結果を監査役会に報告する。

8. その他監査役を補助する使用人とその独立性に関する事項

- (1) 監査役は、代表取締役との意見交換会の開催や重要な会議への出席により、経営方針、経営課題に関する事項等について意思の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 監査役会は、内部監査担当、会計監査人との連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、監査業務の実効性、効率性を高める。
- (3) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応しなければならない。

(2) 当社は、反社会的勢力に対し、コーポレートビジネスユニット管掌役員もしくはその指名したものが対応を行い、取締役、顧問弁護士及び関係行政機関との連携を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、各種社内諸規程の整備や業務プロセスの整備を行い、内部統制システムの構築に取り組む。

(2) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

11. ITへの対応

(1) ITへの投資は、各部門からの要望と事業計画を照らして実施計画を立案する。

(2) 経営者は、システムを利用した業務手続きと手作業による業務手続きの特徴を把握し、いずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除の基本方針

当社は、健全な会社経営のため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、また取引を行わないことを反社会的勢力排除の基本方針としております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記の反社会的勢力排除の基本方針のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、役員及び従業員の反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ買収防衛策等はありませんが、将来、検討を要する課題であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)コーポレート・ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照ください。

(2)適時開示体制について

当社は、取締役コーポレートビジネスユニット長を適時開示責任者としております。当社は、当社では、投資家への適時・適切な会社情報の開示が健全な証券市場のベースとなっていることを認識し、適時開示に向けた取り組みを進めて参ります。

収集された社内における適時開示情報は随時、上記適時開示責任者に集約され、「インサイダー取引防止規程」および社内ルール「開示情報の取扱いについて」等に則り、公表すべき情報は速やかに開示される体制としています。

適時開示体制については、末尾の適時開示体制の概要(模式図)をご参照ください。



